平成２６年（フ）第１２０号
金沢市三十苅町丁170番地１　県営住宅２棟18号
破産者　高島　　宏
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２３号
金沢市諸江町中丁85番地
破産者　安部あおい
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県西脇市野村町1813番地の14
破産者　藤田　千智
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２８号
鳥取県米子市尾高1984番地１
破産者　仲田　由美
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６６号
愛媛県松山市新石手甲62番地２
破産者　門田　順一
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４４号
奈良県橿原市曲川町１丁目24番10号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂南３番３号
破産者　松下　　功
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２８３号
北海道千歳市あずさ５丁目３番19号
破産者　田口　昌彦
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０号
茨城県潮来市古高1696番地２、申立時の住所茨城県鹿嶋市大字中2674番地13
破産者　深澤　正男
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６１号
茨城県潮来市古高1696番地２、申立時の住所茨城県鹿嶋市大字中2674番地13
破産者　深澤　榮子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１５０号
さいたま市浦和区元町１丁目10番19―103号、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市大字地頭方448番地21
破産者　野口　修一
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
東京都練馬区石神井台４丁目９番40―404号、破産開始決定時の住所東京都江戸川区西葛西６丁目22番18号伊勢崎ビル403号、破産開始決定時の住民票上の住所石川県七尾市矢田町ノ部６番地
破産者　ユー・シン建築工房こと　山森　安彦
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第４０６号
愛知県清須市西枇杷島町押花62番地　シンプルライフ201、従前の住所名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町202号
破産者　山藤清徳こと　山藤　清徳
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２０号
名古屋市中村区野上町26番地の３
破産者　松尾　孝子
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４８７号
名古屋市東区葵１丁目12番36号　パークヒルズ葵801号、従前の住所愛知県知立市中町中132番地　知立パークホームズ804号
破産者　島岡　治之
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８７３号
兵庫県三田市高次２丁目21番８号
破産者　横山　武文
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７４号
兵庫県三田市高次２丁目21番８号
破産者　横山　友枝
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
島根県大田市大田町大田ロ1187番地８　さんべ寮
破産者　奈義良明子（旧姓林）
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部